○宜野湾市監査委員事務局処務規程

平成8年4月3日

監查委員訓令第1号

改正 平成17年3月31日監委訓令第1号

平成18年3月31日監委訓令第1号

宜野湾市監査委員事務局処務規程(平成5年監査委員訓令第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、宜野湾市監査委員事務局(以下「事務局」という。)の処務について、必要な事項を定めるものとする。

(事務局職員)

- 第2条 事務局に事務局長(以下「局長」という。)及び書記を置く。
- 2 書記の補職名は、主幹、担当主査、主査、主任主事及び主事とする。 (職務)
- 第3条 局長は、監査委員の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮 監督する。
- 2 主幹は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、その事務に従事する職員を 指揮監督する。
- 3 担当主査、主査、主任主事及び主事は、上司の命を受け、その事務に従事する。

(代理)

第4条 局長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ監査委員が指定 した職員がその職務を代理する。

(事務分担)

第5条 職員の事務分担は、監査委員の承認を得て局長が定める。

(事務)

- 第6条 事務局においては、次の事務を処理する。
 - (1) 監査に関する基礎資料の収集整理に関すること。

- (2) 監査事務の企画運営に関すること。
- (3) 人事及び給与に関すること。
- (4) 公印の管理に関すること。
- (5) 例規の制定、改廃に関すること。
- (6) 物品の出納保管に関すること。
- (7) 文書の収受、発送、編集及び保存に関すること。
- (8) その他事務局の庶務に関すること。

(局長の専決事項)

- 第7条 局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要又は異 例と認められる事項については、この限りではない。
 - (1) 所属職員の事務引継に関すること。
 - (2) 所属職員の給与に関し、条例に基づく給与の支給に関すること。
 - (3) 所属職員の休暇、欠勤等に関すること。
 - (4) 所属職員の出張命令、及び復命に関すること。
 - (5) 所属職員の時間外勤務及び休日勤務命令に関すること。
 - (6) 所属職員の職務専念義務の免除に関すること。
 - (7) 監査結果の公表に関すること。
 - (8) 監査に必要な資料の調査に関すること。
 - (9) 文書の収受、発送、編集及び保存に関すること。
 - (10) 予算の執行に関する事項で財務規則に定めるもの。
 - (11) 軽易又は定例の報告、照会及び回答に関すること。
 - (12) 前各号に定めるもののほか、軽易な事項の処理に関すること。

(代決)

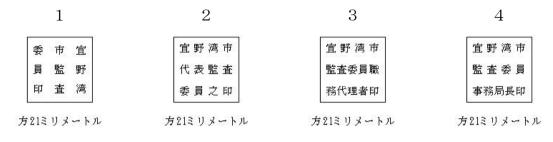
- 第8条 局長が不在のときは、監査委員が指定した職員が代決する。
- 2 代決した事項については、速やかに上司に報告し、又は関係文書を閲覧に供 しなければならない。ただし、上司が指定した事項についてはこの限りではな い。

(準用)

第9条 この訓令に定めるもののほか、職員の任免、分限、服務、給与その他事 務局の処務については、市長部局の規定を準用する。

(公印)

第10条 事務局に次の公印を備付け、局長がこれを保管する。



附則

この訓令は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成17年3月31日監委訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日監委訓令第1号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。